

公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。

プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日（小規模と位置付けられている案件については、原則本日）から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612）あてにお願いします。
注）本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、電子データをダウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は、当機構HPの調達情報＞お知らせ＞「業務指示書等の電子配布本格導入について【コンサルタント等契約】」（http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html）を参照願います。

2013年12月16日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事 小寺 清

【1. プロポーザル提出の資格】

以下のプロポーザル提出の資格には十分ご留意ください。

プロポーザル提出の有資格者（共同企業体を編成する場合の構成員を含む）は、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」

（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。

会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。

また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
- ・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受け付けます。
- ・資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続きを進めます。
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

【2. 業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布については、上記1. に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定します。

平成25・26・27年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書（写）及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同（写）を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示頂くだけで結構です。

また、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有していない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、その結果通知書（写）に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいてから2～3営業日で結果通知させていただきます。

なお、業務指示書に限っては、事前資格審査申請中でも配布させていただきますので、その場合は、申請書の受領書（写）等を提示願います。

詳しくは、機構ホームページ（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）をご確認ください。情報シートの様式も同ページに掲載しております。

【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとします。本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）

また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

(http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html)

- (1) 公表の対象となる契約相手方 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。
ア . 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること
注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
イ . 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- (2) 公表する情報
契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。
ア . 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名
イ . 契約相手方の直近3カ年の財務諸表における当機構との取引高
ウ . 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合
エ . 一者応札又は応募である場合はその旨
- (3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日
当該契約の締結日とします。
- (4) 情報の提供
契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

番号： 1 国名：フィリピン 担当：地球環境部
案件名：ギウアン気象レーダーシステム復旧計画準備調査（ファスト・トラック制度適用案件）
調査区分：プロジェクト形成（無償）

1 契約予定期間：2014年1月下旬～2014年4月下旬

2 参加要件

海外における気象分野に係る調査業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。
日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

3 参加資格のない社等

特になし。

4 今後の選定プロセス（予定）

- (1) 業務指示書等配布依頼書受付期間：2013年12月25日から2013年12月27日17：00まで
受付時期が遅れる場合は、当機構HPにて告知します。
依頼書は電子メールにて受付いたします。（冒頭留意事項2．参照）
- (2) 業務指示書等ダウンロード期間：2013年12月25日から2014年1月6日23：59まで
上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。
- (3) プロポーザル提出：2014年1月14日12：00まで
プロポーザル提出期限については、業務指示書に記載のものが最終のものとなります。
- (4) 選定結果通知 : 1月中旬
- (5) 契約交渉 : 1月中旬～1月下旬

5 業務の目的

2013年11月8日に発生した台風30号ヨランダ（観測記録史上最高風速87.5m/sec）はフィリピンを直撃し、36州に大きな被害を与えた。多くの都市や街は広範に被害を受け、地域によっては90%もの家屋が崩壊に至った。特に、台風の高潮により多くの犠牲者が出たレイテ島北部東岸及びサマル島南岸を含むリージョン8は、橋梁等一部道路の被災、空港及び港の機能障害、大型船の陸への打ち上げ、上水道及び電力の停止、医療施設の機能不全が顕著な状況にある。このリージョン8は、フィリピン国内ではミンダナオ島イスラム教徒ミンダナオ自治地域及びリージョン12に次いで総人口に占める貧困層が多い地域であり、日々の生活はもちろん、主要な産業であるココナッツ栽培や漁業等は大きな被害を受けており、今後数年の生計手段の確保すら危ぶまれている。

かかる事態を受けて、フィリピン政府は被災者の救済に加え、基礎インフラ及び地方政府機能の早期回復に向けて動き出し、国際社会に対して緊急支援を求め、これに対応し、国際機関や各種ドナー機関は食糧・水補給、医療・公衆衛生対応、避難所設営、がれき処理などの緊急フェーズにおける役割を果たしながら、次の復旧・復興ステージでは、災害に強い社会の再建に向けた協力が求められている。

機構は2013年11月26日から国際緊急援助隊専門家チームをフィリピンに派遣し、復旧・復興支援にかかるニーズ調査や緊急的に対応すべき具体的な案件の発掘のために情報収集を行った。その結果、最も被害の激しかったサンベドロアンドサンパブロ湾岸及びサマル島南岸をモデル地域とするパイロットプロジェクトの実施を含む復旧・復興計画の策定とモデルの他地域への展開のための提言及び緊急的な復旧・復興が望まれる施設の復旧・復興計画策定、

今回の台風で被災した、リージョン8の気象観測に欠かせないサマル島ギウアンの気象レーダーシステムの早期復旧等が最優先課題として確認された。

機構は、ともにファストトラックによる「台風ヨランダ災害緊急復旧復興支援プロジェクト」で実施することを決定した。本調査は、同プロジェクトのサブプロジェクトとして、のギウアンの気象レーダーの機能を回復させるための無償資金協力「ギウアン気象レーダーシステム復旧計画」の実施に必要な情報を収集し、被災前の状態に復旧させるために必要な改修計画の設計、必要な概略事業費の積算、無償資金協力の入札に必要な精度を持つ入札図書作成参考資料の作成等を目的として実施される。

6 業務の範囲及び内容

(1) 業務対象地域

サマル島ギウアン

(2) 相手国実施機関

フィリピン気象天文庁

(Phillipine Atmospheric, Geophysical and Astronomical Service Administration :PAGASA)

(3) 業務内容

- 1) インセプション・レポートの作成
- 2) インセプション・レポートの説明及び協議
- 3) ギウアン気象レーダー及び関連施設の被災状況調査

- 4) 気象レーダーサイト調査
- 5) 施設、設備、機材計画調査
- 6) 施工計画調査
- 7) 調達事情調査
- 8) 無償資金協力の対象施設・機材にかかる概略設計、実施計画の策定、概略事業費の積算
- 9) 先方負担事項の実施に係る提言
- 10) プロジェクト内容の計画策定(概略設計)
- 11) 入札図書作成参考資料の作成
- 12) 準備調査報告書(案)の作成
- 13) 準備調査報告書の作成

7 成果品等

- (1) インセプション・レポート (2014年2月上旬)
- (2) 準備調査報告書(案) (2014年3月上旬)
- (3) 入札図書作成参考資料 (2014年3月下旬)
- (4) 準備調査報告書 (2014年3月下旬)

8 主要な分野及び評価対象予定者

- (1) 業務主任/気象レーダーシステム機材計画/調達計画/積算(評価対象予定者)
- (2) 気象レーダーシステム施設計画/施工計画/積算

9 特記事項

- ・共同企業体の結成を認める予定
- ・本件受注コンサルタント(JV構成員および補強を含む。以下「受注コンサルタント」という。)は、本調査の結果に基づき、我が国政府による無償資金協力が実施される場合は、設計監理契約以外の役務及び財の調達には参加できない(その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も調達できない)予定です。

注：本案件概要は予定段階のもので詳細については変更される場合もあります。